

豊川市監査公表第10号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和8年1月30日

豊川市監査委員	井田哲明
同	鈴木篤男
同	星川博文

別紙

財政援助団体等監査の結果に関する報告

1 監査の対象団体及び所管部署

(1) 対象団体

御油の松並木資料館運営委員会

(公の施設の指定管理者)

(2) 所管部署

産業環境部商工観光課

2 監査の範囲

(1) 対象団体

令和6年度御油の松並木資料館運営委員会会計

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

(2) 所管部署

令和6年度一般会計(上記団体関係分)

3 監査の実施期間

令和7年9月3日～令和7年11月6日

4 監査の方法

監査対象団体及び所管部署へあらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を調査するとともに、関係職員の説明を聴取するなどの方法により実施した。

監査の項目としては、以下のとおりである。

(1) 御油の松並木資料館運営委員会

ア 公の施設の指定管理の目的、内容について

イ 指定管理料、時期、方法、手続等について

ウ 協定の履行について

エ 会計経理、財産管理について

(2) 産業環境部商工観光課

ア 公の施設の指定管理の目的、内容について

イ 指定管理料、時期、方法、手続等について

ウ 協定の履行について

5 監査の実施場所

豊川市役所監査委員室

6 団体の概要等

(1) 団体の概要

ア 設立年月日 平成21年4月1日

イ 組 織 会長 1名

副会長 1名

監事 2名

職員 4名（館長1名、パート職員3名）

（令和7年3月31日現在）

ウ 事業内容 豊川市御油の松並木資料館の管理運営に関する事
御油の歴史的資料の保存に関する事

(2) 指定管理の概要

ア 施設の名称 豊川市御油の松並木資料館

イ 指定管理期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

ウ 指定管理料 2,116,000円（R6）

7 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

【御油の松並木資料館運営委員会】

(1) 総括

監査の項目については、一部に改善を要する事項があったので必要な措置を講じられたい。また、軽微な注意事項があったが、口頭で指導を行ったので記述は省略した。

(2) 指摘事項

ア 改善事項

パート職員の任用通知書について、労働基準法施行規則第5条第4項の規定にしたがい書面等で交付するよう改善されたい。

【産業環境部商工観光課】

(1) 総括

監査の項目については、適正に執行されていると認められた。